

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 204 回国会法律案等 N A V I 「大西洋まぐる類保存条約改正議定書」
著者 / 所属	水間 紘史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433 号
刊行日	2021-4-14
頁	33-34
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

大西洋まぐろ類保存条約改正議定書

1. 条約の概要

大西洋まぐろ類保存条約（以下「本条約」という。）は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（I C C A T）を設置及び維持することを通じ、条約区域におけるまぐろ類を保存することを目的として、1966年に採択され、1969年に効力が発生している（日本は1967年に批准）。本条約はこれまでに2回改正されており、それぞれ政府間経済統合機関の参加を可能とする改正と、分担金の算出基準の改正が行われている。

今回の改正議定書（以下「本議定書」という。）は、2019年11月にパルマデマヨルカ（スペイン）で開催されたI C C A T第26回年次会合にて採択されたものである。2012年のI C C A Tの勧告を受け設置された作業部会において本条約改正に向けた交渉が行われ、漁業主体の参加に関する2019年の決議や、まぐろ類又は海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類（サメ類等）と認められる魚類に関する同年の勧告を踏まえて採択された。

本条約は52か国・地域が締結しており、本議定書は、本条約の締結国の4分の3（39か国・地域）の締結により、本議定書を締結した国について効力を発生する。

なお、I C C A T以外のかつお・まぐろ類の地域漁業管理機関（R F M O）については、全米熱帯まぐろ類委員会（I A T T C）、みなみまぐろ保存委員会（C C S B T）、インド洋まぐろ類委員会（I O T C）、中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の4つがあり、日本はI C C A Tを含む5つ全てに加盟している。

2. 本議定書による本条約の主な改正内容

（1）I C C A T種の定義と保護

本条約の対象となる魚種について、現行の本条約第4条において「まぐろ類」と定めているところ、本議定書では改正後の本条約第5条において、「まぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類」を「I C C A T種」とし、I C C A TはI C C A T種の資源及びI C C A T種の漁業中に漁獲されるその他の種の研究について責任を有するとともに、I C C A T種と同一の生態系に属する種又はI C C A T種に依存し、若しくは関連する種についても研究することができることとしている（本議定書第4条）。これは、まぐろ漁業に際して相当な量の板さい類が混獲される¹等、資源状況が問題視されており、本条約の対象となる魚種の拡大により、それらが保護されることを企図したものである。

¹ 日本の場合、I C C A Tの統計<<https://www.iccat.int/sbull/SB46-2020/Docs/S2/s2-Table5.xlsx>> (2021.3.26最終アクセス)の2018年のデータによれば、I C C A Tの管轄区域において、まぐろ類22,277トン（クロマグロ2,677トン、キハダマグロ3,099トン、ビンナガマグロ3,181トン、メバチマグロ9,881トン等）を漁獲している一方、板さい類はヨシキリザメ7,606トン、アオザメ113トン等を漁獲している。

日本においては、サメ類の肉はすり身（かまぼこ等）やソテー等にされるほか、ヒレはふかひれ、脊椎骨は医薬品、皮は革製品に用いられる等、高度に利用されている。日本が現在行っている板さい類の保護については、「サメ類の保護・管理のための日本の国内行動計画」に定められており、地域漁業管理機関の管理措置を漁業者に遵守させている。また、魚体を投棄し、ヒレのみを持ち帰ることが問題となっていることを踏まえ、2008年には遠洋かつお・まぐろ漁業等を対象として、サメ類を漁獲した場合、陸揚げまで船上において所持することを農林水産省令で義務付けた。なお、ワシントン条約（CITES：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の附属書Ⅱ（現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれがあり、取引を規制されているもの）には一部の板さい類等が掲載されているが、日本は、商業漁業対象種の資源については、持続的利用の観点から漁業管理主体である地域漁業管理機関又は沿岸国が適切に管理していくべきとの立場から、イトマキエイ属を除き留保している。

また、改正後の本条約第4条として、ICCAT及びその構成員（締結国）が本条約に基づく業務を行うに当たり、予防的な取組方法及び漁業管理のために生態系を重視する取組方法を適用すること、科学的な証拠を利用すること、海洋環境における生物の多様性を保全すること、意思決定過程等において公平性及び透明性を確保すること等のために行動することを規定する新たな条文が追加され、環境への配慮、生態系・多様性の保全を重視することが明確にされている（本議定書第3条）。

（2）紛争解決制度、漁業主体の参加規定の新設

改正後の本条約第10条として、条約の解釈又は適用に関する紛争が平和的手段を通じて解決されない場合等は、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、拘束力を有する仲裁に付されること等を定めた新たな条文を追加するとともに、仲裁裁判所による紛争解決手続について定めた附属書Ⅰを加えることとしている（本議定書第5条、第11条）。他のかつお・まぐろ類の地域漁業管理機関では、紛争解決制度は既に定められている。

また、2013年7月10日までに協力的な地位を獲得した漁業主体は、ICCAT事務局長に宛てた書面を送付することにより、本条約に定める条件に従い、本条約に基づいて採択される勧告を遵守する約束を表明することができ、その場合、ICCATの関連する業務に参加することができること等について定めた附属書Ⅱを加えることとしている（本議定書第11条）。この規定は、台湾の参加を想定したものである。台湾はICCATの管轄区域において、近年はまぐろ類を年間25,000トン程度漁獲しており、漁獲量の多い漁業主体が委員会の構成員（締約国）と同一の権利と義務を有することは、ICCATの活動に資するものであるといえる。他のかつお・まぐろ類の地域漁業管理機関における台湾の地位については、IATTC及びWCPFCにおいては加盟国・地域であり、CCSBTにおいては加盟国ではないが、拡大委員会のメンバーである。なお、IOTCにおいても台湾の参加を可能とするための条約改正について議論されている。

みずま ひろし
（水間 紘史・外交防衛委員会調査室）